

岡山労働局

令和8年度カスタマーハラスメント 防止対策等説明会

～NOカスハラ！NO求職者等セクハラ！同一労働同一賃金制度拡充！～

定員
140名

事前
予約制

参加費
無料

2026年
10月1日より

- ◆カスタマーハラスメント（カスハラ）対策が義務化
- ◆求職者等に対するセクシュアルハラスメント（求職者等セクハラ）対策が義務化
- ◆同一労働同一賃金ガイドラインの改正

日時

2026年 **8/28** (金) 14:00～16:00 (受付開始 13:00)
※申込〆切：8月21日 (定員に達し次第〆切)

会場

おかやま西川原プラザ 2階大会議室
(岡山市中区西川原255番地)



プログラム

- ①職場におけるハラスメント対策について
(カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシャルハラスメント)
- ②同一労働同一賃金ガイドラインの改正等について
- ③改正女性活躍推進法について
- ④両立支援等助成金について

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータルサイト）からお申し込みください。

※定員の都合上、各企業1名でのご参加をお願いいたします。

「あかるい職場応援団」HP



お申込みのURL↓

(https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/)

法改正のポイントについてはリーフレットの裏面へ



説明会に関する
お問い合わせはこちら

岡山労働局雇用環境・均等室

086-225-2017 (受付時間 平日8:30～17:15)

◆法改正のポイント◆

カスタマーハラスメント対策

カスタマーハラスメントって？

①顧客等の言動であって、②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの①～③を全て満たすものをいいます。

事業主は以下のハラスメントを防止する措置を講ずる必要があります。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- ハラスメント発生後の迅速・適切な対応
- 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
- そのほか併せて講ずべき措置

※詳細については説明会でご説明します。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策

求職者等に対するセクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講等を指します。

事業主は以下のハラスメントを防止する措置を講ずる必要があります。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- ハラスメント発生後の迅速・適切な対応
- そのほか併せて講ずべき措置

※詳細については説明会でご説明します。



【参考】厚生労働省HP
「職場におけるハラスメントの防止のために」

パートタイム・有期雇用労働法の変更点

- 雇い入れ時の労働条件明示事項の追加
- 「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正
- 雇用管理の改善等に関する措置内容の変更

※詳細については説明会でご説明します。



【参考】厚生労働省HP
「同一労働同一賃金特集ページ」